

大田区こども読書活動推進計画

(第四次)

令和6年度～令和10年度



令和6年10月

大田区教育委員会

はじめに

近年、情報通信技術が発達・普及し、スマートフォンを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等によるコミュニケーションツールの多様化等、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。多様な情報に触れることが容易になる一方、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味すること、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解くことが少なくなっています。このような中、こどもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。社会全体で積極的にこども読書活動推進のための環境整備を推進していくことは極めて重要です。

大田区教育委員会では、平成 15 年以来、三次にわたる「大田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。第三次計画では、平成 27 年 4 月に学校図書館法の一部改正が施行されたことを受け、平成 28 年度からの 3 か年で、区立全小・中学校に各 1 名、司書又は司書教諭※資格を有する職員を大田区独自の「読書学習司書※」として配置するなど、取組の充実を図りました。

今回の計画策定に当たり実施した第三次計画の成果検証においては、いくつかの指標で目標を達成しているものの、未だに改善の余地は残されています。

今回の計画では、第三次計画の成果検証を踏まえ、特別な配慮を必要とする子どもへの読書支援等、全ての子どもたちに読書活動を行う機会を保障する観点等から新たな取組を加えました。

引き続き、子どもたちの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てるため、子どもの読書活動のさらなる推進に取り組んでまいります。

大田区教育委員会

目 次

第1章	こどもの読書の重要性	1
	1 こどもの読書の重要性	1
	2 こども読書活動の取組	3
第2章	計画の位置づけ	5
第3章	第三次計画の検証・評価	6
	1 第三次計画の目標・指標	6
	2 指標の目標達成状況	7
	3 第三次計画の成果と課題	10
第4章	計画の基本方針	18
	1 計画の基本的な考え方	18
	2 計画の目標	18
	3 計画の指標	19
	4 事業体系	20
第5章	個別事業計画	23
	I 乳幼児期：本との出会いと読書習慣の基礎づくり	23
	◆個別事業計画	23
	II 学齢期：発達段階に合わせた読書力の向上	26
	◆個別事業計画	27
	III 生涯を通じて～自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備	30
	◆個別事業計画	31
第6章	計画の推進	33
	1 計画の推進体制	33
	2 推進状況の確認・検証	33
第7章	資料	34
	1 乳幼児期～基本的な考え方と幼稚園教育要領	34
	2 学齢期～学習指導要領解説 国語編の学年別内容	37
	3 用語解説	41
	4 子どもの読書活動の推進に関する法律	43

I 子どもの読書の重要性

文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」では、令和3年度から質問事項に「あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか」という質問が加えられ、家庭の蔵書数についての調査が行われています。質問紙と学力のクロス分析結果からは、家庭の蔵書数が多い児童生徒ほど、国語及び算数（数学）ともに正答率が高い傾向にあることが明らかになりました。

また、国立青少年教育振興機構では、平成31年2月に20~60代の男性2,500名、女性2,500名、計5,000名を対象に子どもの頃の読み聞かせや読書活動の実態、読書活動が大人になった現在の意識・非認知能力に与える影響や読書活動を形成する要因を検証するための調査を実施しており、令和3年3月に公表された「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」報告書において、調査結果及び子どもの頃の読書活動と認知機能との関連についての分析結果のポイントを、次のように示しています。

- ① 子どもの頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向がある。
- ② 興味・関心に合わせた読書経験が多い人ほど、小中高を通した読書量が多い傾向にある。
- ③ 年代に関係なく、本（紙媒体）を読まない人が増えている（平成25年と平成30年を比較）。
- ④ 一方で、スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスを使った読書は増えている。
- ⑤ 読書のツールに関係なく、読書している人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向があるが、本（紙媒体）で読書している人の意識・非認知能力は最も高い傾向がある。

報告書では、「子どもの頃の読書量は、回顧的評価、主観的評価を用いているため、因果関係について強く述べることは難しい」としながらも、「読書活動が活発な者の方が、現在の意識・非認知能力が高いこと、小中高と継続して読書をしている者の意識・非認知能力と認知機能が高いことも示された」と結論づけています。

上記に加え、子どもの読書には、次のように多様な教育的効果が期待されます。区では、これらの教育的効果に着目し、子どもの読書活動を推進していきます。

I 思考力、表現力の育成

子どもは、読書によって豊かな語彙力を身に付けることで、より複雑な思考が可能となり、語彙力を駆使して自らの考えを表現することにより他者との議論が生まれ、さらに思考を深めることができます。

また、調べ学習を通して、情報活用能力を育てるとともに、物事を体系的に考えたり、まとめたりする力を身に付けることができます。子どもの読書は、論理的な思考や基礎学力を身に付ける上の基本となる、言語能力をはぐくむために大変重要なものです。

2 感受性、想像力の育成

こどもは、読書を通じて日常では経験できない様々なことを疑似体験し、多様な価値観や考え方につれるとともに、それらを通じて、感受性や想像力をはぐくみます。

また、相手の考え方や感情を捉える共感力は、豊かな語彙力に裏付けられた表現力と結び付くことで、適切な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力の基本となります。

3 豊かな人間性の形成

こどもは読書によって、考える力、感じる力を伸ばすだけではなく、その書物に書かれた人生観や価値観と向き合い、考えを巡らせることで、自らの人生観、価値観を確立するとともに、様々な知識を教養として身に付けることで、豊かな人間性を形成していきます。

また、こどもの頃に読書を習慣付けることで、人間性の基盤となる「価値観、教養・感性等」を、生涯にわたって学び続ける素地を養うことができます。

2 こども読書活動の取組

I 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、こども読書活動推進の基本理念を定めるとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の策定を国及び地方公共団体の責務としました。

同法では、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国に子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定義務を課すとともに、都道府県及び区市町村にも同様の計画を策定することを努力義務としています。

国は、同法に基づき、おおむね5年間の施策の基本方針と具体的方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次計画：平成14年8月、第二次計画：平成20年3月、第三次計画：平成25年5月、第四次計画：平成30年4月、第五次計画：令和5年3月）を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

【国の第五次計画の基本的方針】

①不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

②多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

③デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める。

④子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる。

この間、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、令和2年7月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

令和4年12月に「学校教育情報化推進計画」が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。

また、令和4年度から令和8年度までを期間とする「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充に力を入れています。

2 都の動向

東京都は、同法及び国が策定した計画を踏まえ、東京都における子供の読書活動の推進に関するおおむね5年間の施策の方向性や取組を示す「東京都子供読書活動推進計画」（第一次計画：平成15年3月、第二次計画：平成21年3月、第三次計画：平成27年2月、第四次計画：令和3年3月）を策定し、こどもの読書活動を推進しています。

【東京都の第四次計画の基本方針】

①乳幼児期からの読書習慣の形成

各年代の不読率について、令和7年度までには平成25年度からの半減を目指す。

②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

全ての学校で学校経営方針（計画）に「読書活動の推進」及び「学校図書館活用の推進」を位置付けるなど、計画的・組織的に読書活動、学校図書館活用を推進していくことを目指す。

③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

全ての自治体（図書館未設置の自治体を除く。）が設置する図書館において、特別な配慮を必要とする子供を対象としたサービスを実施することを目指す。

④読書の質の向上

取組を通して目指す子供の姿：様々な本と親しめる子供、読書を楽しみ喜びにできる子供、自分で本を選べる子供、本から学べる子供、本から学び、生活や学習に生かせる子供

また、こどもの生活や読書の環境も大きく変化しつつあることから、時代の変化に対応して、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書活動の検討が望まれるとし、様々な読書活動を行うに当たっては、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえて、今後も感染症対策の徹底をしていくことが重要としています。

3 本区の取組

大田区では、平成15年3月に都が策定した「第一次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、平成15年11月に「大田区子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定し、「大田区の子ども達の健やかな成長に資する」「家庭、地域、学校、行政の有機的な取組によって、次代を担う子どもが一人でも多く育つことを望む」という理念、目的を掲げました。

平成23年4月に策定した第二次計画では、第一次計画で掲げた理念、目的を引継ぎ「子どもが読書に楽しむための機会の充実」「子どもの読書活動推進のための環境の整備・充実」「家庭、地域、学校及び図書館等関係機関の連携による子どもの読書活動推進体制の充実」「子どもの読書活動に関する理解の促進」の4つを計画の目標に掲げ、様々な施策を推進するとともに、保健所、児童館、小・中学校、図書館で行われている読書活動の取組事例を具体的に紹介することで、子ども読書活動の普及、啓発に取り組みました。

平成28年7月に策定した第三次計画では、第一次計画からの理念を引継ぐとともに、第二次計画の4つの目標に新たな目標1つを加え、読書活動推進の取組を続けてきました。

計画の位置づけ

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく計画です。東京都が策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」の基本方針及び区のこども読書活動の推進状況等を踏まえて策定しました。大田区教育委員会が策定した「おおた教育ビジョン」（第4期大田区教育振興基本計画）の具体化を図った、区のこども読書活動の推進に関する総合的な計画です。

計画期間

令和6年度～令和10年度までの5年間

計画期間終了後は、区における本計画に基づく取組の推進状況、子どもの読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

国

第五次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

都

第四次東京都子供読書活動推進計画

区

おおた教育ビジョン

基本方針1 「持続可能な社会を創り出すグローバル人材を育成します」

個別目標3 一人ひとりが個性と能力を発揮するための基礎となる力を育成します

学校における読書活動の推進

学校図書館の支援

地域図書館を活用した読書活動の推進

基本方針2 「誰一人取り残さず、子どもの可能性を最大限に引き出します」

個別目標6 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境をつくります

学校図書館の充実

基本方針3 「すべての区民が未来を担うこどもを育て、ともに学び続けます」

個別目標8 生涯学び続ける環境をつくります

図書サービスの充実

地域の特色を生かした図書館の整備

具
体
化

大田区こども読書活動推進計画（第四次）

第三次計画の検証・評価

I 第三次計画の目標・指標

I 第三次計画の目標

第三次計画では、次の5項目を計画の目標に掲げました。

- 1 発達段階に合わせた適切な読書指導を行います。
- 2 こどもが読書を楽しむための機会を充実させます。
- 3 こどもの読書活動推進のための環境整備を推進します。
- 4 家庭・学校・地域の連携によりこどもの読書活動推進体制の充実を図ります。
- 5 こどもの読書活動に関する理解の促進を図ります。

2 第三次計画の指標

第三次計画では、計画推進の効果を示す指標として、次の目標値を定めました。

項目	平成27年度	目標値
① 区立図書館の児童図書蔵書数	435,746 冊	460,000 冊
② 区立図書館の児童図書貸出冊数（個人貸出）	1,830,355 冊	1,950,000 冊
③ 区立小・中学校における月間読書冊数	小学校	9.5 冊
	中学校	2.7 冊
④ 区立小・中学校における1か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合	小学校	2.6%
	中学校	14.9%
⑤ 区立小・中学校の「学校図書館図書標準※」を100%以上達成した学校数	小学校	50 校
	中学校	18 校
		59 校(全校)
		28 校(全校)

①②は各年度3月31日現在、③⑤は各年度3月現在、④は各年度3月調査実施時の数値

2 指標の目標達成状況

I 区立図書館の児童図書蔵書数

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標
蔵書数 (単位: 冊)	441,711	446,008	448,205	446,521	449,163	452,866	453,794	460,000

区立図書館の児童図書蔵書数は、六郷図書館や池上図書館の移転・開館に伴い、既存の蔵書の状態確認と買替えを積極的に行なったため、蔵書数の増加の面では伸び悩んだものの、徐々に蔵書数を増やし、過去最高の蔵書数を達成することができました。

2 区立図書館の児童図書貸出冊数（個人貸出）

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標
貸出数 (単位: 冊)	1,940,798	1,971,715	2,084,758	2,025,248	1,589,117	2,296,376	2,063,390	1,950,000

区立図書館における児童図書貸出冊数は、平成 29 年度に目標を達成して以降、令和元年度までの 3 年間は目標を達成しました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策としての全館休館、館内立入制限及び IC タグ機器導入作業に伴う全館休館があり、こどもたちが直接来館して本を借りることができなかった期間が多くあり、目標を下回りましたが、令和 3 年度以降は再び目標を達成することができました。

3 区立小・中学校における月間読書冊数

① 小学校

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標
冊数 (単位: 冊)	9.49	10.82	10.67	10.99	11.40	12.21	12.36	10.0

小学校の月間読書冊数は、各校での取組もあって、計画 2 年目（平成 29 年度）に目標を達成し、その後も順調に増加を続けています。

② 中学校

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標
冊数 (単位: 冊)	2.61	2.6	2.45	2.45	2.94	3.02	2.81	3.0

中学校の月間読書冊数は、部活動やスマートフォンの利用などにより、生徒の読書に充てる時間が少なくなっていることから、減少傾向にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策により、各校において、ソーシャルディスタンスを取ることや密着した遊び等を控える代わりに自分の席でできる読書を勧奨したことにより、令和 3 年度は目標を達成することができたものの、令和 4 年度は学校生活や日常の社会生活活動が戻り、読書にあてられる時間が限られ、目標達成に届きませんでした。

4 区立小・中学校における 1 か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合（不読率）

① 小学校

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標
割合 (単位: %)	4.2	4.2	2.4	2.0	1.39	2.01	0.18	2.43	1.5

小学校の 1 か月間に一冊も読書をしなかった児童の割合は、平成 28 年度、29 年度に増加したものの、朝の読書時間の設定など学校をあげての取組により、平成 30 年度以降は順調に減少しました。令和元年度までは、読みかけの本がある場合の取扱いが学校によって様々でしたが、令和 2 年度からは、統計方法を都に合わせたほか、新型コロナウイルス感染症対策の中で各校が読書を勧奨したため、令和 2 年度は目標を達成することができました。しかし、令和 3 年度及び令和 5 年度は、学校生活が徐々に戻り、読書にあてる時間が限られ、目標達成に届きませんでした。

② 中学校

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標
割合 (単位: %)	10.3	10.9	10.1	10.6	2.2	8.55	2.04	7.6	12.7

中学校の 1 か月間に一冊も読書をしなかった生徒の割合は、各校の読書活動年間指導計画に基づいた学校をあげての取組が着実に成果を上げ、計画 1 年目（平成 28 年度）で目標を達成することができ、その後も低い割合を継続することができます。令和元年度までは、読みかけの本がある場合の取扱いが学校によって様々でしたが、令和 2 年度からは、統計方法を都に合わせたほか、新型コロナウイルス感染症対策の中で各校が読書を勧奨したところ、不読率の急激な減少につながりました。令和 3 年度は学校生活が徐々に戻り、読書にあてる時間が限られたため、不読率が増加したものとの、目標を達成することができました。

5 区立小・中学校の「学校図書館図書標準」を100%以上達成した学校数

① 小学校

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標
学校数 (単位:校)	44	47	51	50	51	51	49	59

「学校図書館図書標準」の冊数を達成した小学校数は、平成 30 年度以降ほぼ横ばいに推移しましたが、令和 4 年度に少し減少し、目標を達成することができませんでした。指標としている「学校図書館図書標準」は、学級数から算定されるため、児童・生徒数が変動し、学級数が増加すると標準とされる蔵書数も増加します。このため、蔵書数が標準を割込む学校があることが要因です。

② 中学校

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標
学校数 (単位:校)	19	21	19	16	21	21	25	28

「学校図書館図書標準」の冊数を達成した中学校数は、前年度より増加し、目標の学校数に近づきました。しかし、小学校と同様の要因によって、目標を達成することはできませんでした。

3 第三次計画の成果と課題

指標の目標達成状況については、区立図書館、小・中学校ともに、目標を達成できた項目とできなかった項目がありましたが、令和4年度の数値は、いずれの項目も計画策定時点（平成27年度）より、改善がみられます。令和元年度末から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症対策として、区立学校の臨時休業や、区立図書館の休館・一部サービス休止の措置が採られており、区立図書館の児童図書貸出冊数についてはその影響が特に色濃く表れました。

【保健所（地域健康課）】

これまで乳幼児の健全な発達を促すことを目的として、4か月児健康診査の際に絵本セットを配付することで、保護者によるこどもへの読み聞かせを支援し、児童と保護者が心を通わす機会の充実を図ってきました。令和3年度からは、出産・育児支援事業において絵本の購入にも使える「子育て応援券」（令和6年度から「子育て応援ギフト」に変更）の交付を始めました。このため、絵本の配付に代えて、4か月児健康診査の際にお勧めの絵本や図書館案内のリーフレットを配布し、引き続き保護者による読み聞かせの支援を行っています。

【保育サービス課】

保育園では、読み聞かせや絵本コーナーの設置により、子どもの年齢や発達に合わせた計画的な読書体験や絵本の提供を行うことで、乳幼児期からの読書習慣のきっかけ作りや保護者への読書啓発に努めています。コロナ禍においては、手洗いや体のしつみについての絵本を活用することで、感染症や病気について、児童に正しい知識を持たせることができ、日常生活での手洗い・うがいの励行にもつなげることができました。各保育園が行っている家庭への絵本の貸出しは、子どもの送迎時に絵本を借りることができることから、親子が手軽に絵本を選び楽しむことにつながった一方で、多忙な家庭にとっては送迎時に絵本を選ぶ時間が効率的な生活の妨げになるという考え方もあります。様々なライフスタイルや考え方に対応した提案や保護者への読書啓発について、さらなる取組の工夫が課題となっています。

【学務課】

本などの文章を読む際に読みたい行に集中することができるリーディングトラッカーを小学校の言語障害通級指導学級や小・中学校の特別支援教室において、児童・生徒の状況に合わせて活用しました。令和3年度から学校図書館においても、識字障害に気づいていない子どもが日々感じている困難さを軽減し、抵抗なく利用してもらえるよう、リーディングトラッカー※の導入を進めています。

【幼児教育センター】

保護者及び幼児教育機関を対象に発行する「幼児教育センターだより」において、絵本の読み聞かせについての特集や、言葉を使うことが楽しくなる絵本の紹介などを行い、家庭や幼児教育機関での読み聞かせを促進する働きかけをしてきました。幼稚園教諭・保育士合同研修会においては、絵本研修や、読み聞かせの要素を含めた研修を実施することで、読み聞かせ等の人材育成を図ってきました。研修による効果も踏まえながら、幼児期の読書活動の推進について、より広範囲な波及効果が見込める取組の検討が課題となっています。

【大田図書館】

小学校第1学年全員への図書館利用案内用リーフレットに加え、平成28年度からは、利用登録が減少する中学校第1学年に向けた図書館利用促進チラシを作成し配布するなど、こどもが継続的に区立図書館に親しむための取組を行いました。平成30年度からは、中学生向けのチラシを、おすすめのブックリストを掲載したリーフレットに改良し、配布対象も全学年へ拡大しました。ブックリストは、より多くの生徒に興味を持ってもらうため、毎年度区立図書館司書が時事や流行を取り入れながら、読み物・実用書から画集・絵本まで幅広く紹介できるよう工夫しています。

各図書館では「子ども読書の日」や「読書週間」行事のほか、各種おはなし会として、年間を通じて様々な企画を実施し、本との出会いの機会づくりやこどもたちの読書活動の推進に取り組んでいます。コロナ禍の学校の臨時休業時には、「今こそ本を読もう」と題して、図書館ホームページや区公式ツイッター（現X）で小学校から高校生向けのおすすめの本や、各図書館からの本の紹介をするなどし、読書啓発を行いました。

平成30年度に改築が完了した六郷図書館では、1階に児童室を設け見通しの良い低書架にすることで、こどもが本を取りやすくなる工夫をし、分かりやすいサイン表示や各階にバリアフリートイレを配置するなど、誰もが利用しやすい図書館としました。また、令和2年度に移転した池上図書館では、電車を模した読み聞かせスペースが目印の児童コーナーを配置し、そばにこどもトイレと、親子連れでも利用しやすくなるよう、授乳室やベビーカー置き場も設置しました。第三次計画では特別な配慮が必要なこどもたちへの読書活動の推進として、令和5年度に大田区立図書館巡回展「りんごの棚」を区立図書館全館で実施し、バリアフリー資料の収集や、図書館員の意識の向上に努めました。

【指導課、区立小・中学校】

全ての小・中学校で、読書活動を教育課程に位置付け、実践しています。図書館教育計画及び読書活動年間指導計画を作成し、読書活動のねらい、各学年のねらい、他教科との関連及び月ごとの指導計画などを定め、計画的、系統的に児童・生徒の発達段階を考慮した読書活動を推進しました。

平成27年4月に学校図書館法の一部改正が施行され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書を置くことが努力義務とされました。これを受けて本区では、学校図書館の基本である「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を十分に生かすとともに、第二次計画の検証で明らかになった、多忙により司書教諭が読書活動に十分な時間を割けない現状や、学校ごとにばらつきのある学校ボランティア活動等の課題に対応するため、平成28年度からの3か年で、区内全小・中学校87校に各1名、司書又は司書教諭資格を有する職員を大田区独自の「読書学習司書」として配置しました。読書学習司書は、学校支援団体や区立図書館の学校図書館支援事業を担当する司書と連携しながら、学校図書館の運営にとどまらず、読書活動の支援や図書資料等を活用した授業の企画、実施支援を担っており、学校図書館の円滑な運営に資する役割を担っています。

また、読書学習司書の全校配置完了後、読書学習司書の効果検証を行うため、次の調査を行いました。

I 開館時間帯

中休み、昼休み又は放課後のいずれかに週5日開館している学校の割合

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校 (単位: %)	85.4	88.1	61	64.9	70.2
中学校 (単位: %)	82.6	75	53.6	53.6	57.1

小学校、中学校ともに読書学習司書の配置により、平成30年度と令和元年度の中休み、昼休み又は放課後のいずれかに週5日開館している学校の割合は70%を超えたものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い減少しました。しかし、令和3年度以降は学校活動の再開とともに増加しました。

2 月平均貸出冊数

各年度の4月～9月の平均貸出冊数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校 (単位: 冊)	1,002	1,427	1,307	1,816	1,795
中学校 (単位: 冊)	119	159	166	229	225

小学校については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う休業期間の影響で貸出冊数が減少したものの、平成30年度から令和元年度にかけては、読書学習司書の取組もあり、大幅に増加しました。また、令和3年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症に伴う外遊びや学校行事等の制限が減少したため、貸出冊数が減少ましたが、令和元年度に比べ、増加しました。中学校については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、各校での読書活動の推進により、貸出冊数は順調に増加したものの、令和3年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症対策収束により、外遊びや学校行事等の制限が減少したため、貸出冊数が減少しました。

3 読書に関するイベント等の実施状況

各年度の4月～9月の各イベント平均実施回数

①小学校

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
読書イベント (単位：回)	5.0	6.7	6.1	16.0	19.8
読み聞かせ (単位：回)	30.4	28.0	21.2	69.1	83.4
レファレンス (単位：回)	29.3	28.1	51.3	181.2	173.8
授業支援 (単位：回)	11.0	14.6	21.4	23.2	24.4
オリエンテーション (単位：回)	7.7	9.6	10.6	13.4	14.6

小学校については、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により読書イベントや読み聞かせの回数が減少したものの、その他の項目では各校の取組もあり、実施回数が増加しました。特に、読書学習司書の認知度向上とともに、校内の連携体制が充実し、レファレンスの実施回数は平成 30 年度に比べ令和 4 年度は約 6 倍となりました。

②中学校

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
読書イベント (単位：回)	2.9	1.4	0.7	2.1	2.2
読み聞かせ (単位：回)	0.2	0.3	0.3	0.4	1.1
レファレンス (単位：回)	9.0	8.4	9.7	9.9	18.3
授業支援 (単位：回)	4.8	5.7	4.8	5.9	6.4
オリエンテーション (単位：回)	2.7	4.3	2.8	5.1	4.5

中学校については、部活動などにより読書に充てる時間が少なくなっていることから、読書学習司書を配置後であってもほとんどの項目で実施回数が低いものの、読書学習司書と教員が連携することで、レファレンス実施回数は、平成 30 年度に比べ令和 4 年度は約 2 倍となりました。

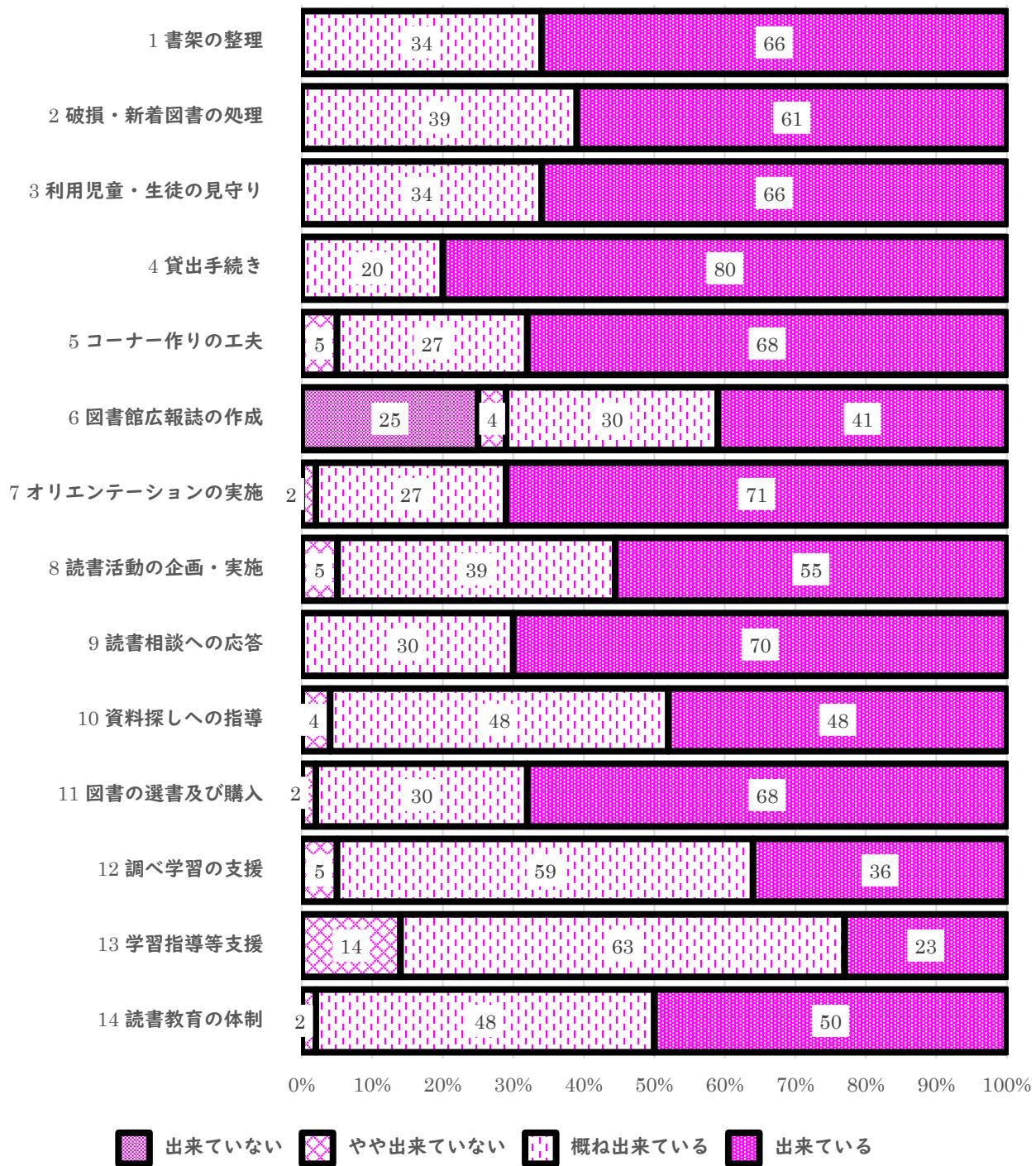
4 分野別評価

14の調査項目について、それぞれ「①出来ていない、②やや出来ていない、③概ね出来ている、④出来ている」の4つの評価区分で調査を行いました。各項目の評価内容は下記のとおりです。

分野	NO	項目	評価内容
読書推進	1	書架の整理	学校図書館において、不要な図書を除籍し、分類ごとに並べているか
	2	破損・新着図書の処理	修復すべき図書には修復を行い、新着図書は貸出し可能状態に速やかになっているか
	3	利用児童・生徒の見守り	学校図書館を利用する児童・生徒への見守りが行われているか
	4	貸出手続き	学校図書館において、児童・生徒への図書の貸出しや督促が行われているか
	5	コーナー作りの工夫	推薦図書や読書週間等の特集コーナー作りや掲示が工夫されているか
	6	図書館広報誌の作成	図書館だよりを発行し、学校図書館の活動等が発信されているか
学習支援	7	オリエンテーションの実施	児童・生徒に対して、オリエンテーションを通じて図書館利用に関する案内ができるか
	8	読書活動の企画・実施	読み聞かせや読書会、アニメーション※、読書週間等を企画・実施し読書意欲の向上を図ることができているか
	9	読書相談への応答	児童・生徒または教員からの質問に対して、資料の提供や資料探しの支援ができるか
	10	資料探しへの指導	児童・生徒に対して、目的の図書を探す方法を指導できているか
	11	図書の選書及び購入	学校図書館の状況を踏まえて、必要な図書の選書及び購入が出来ているか
	12	調べ学習の支援	各教科の単元に対して、教員へ参考図書の紹介等の支援ができるか
	13	学校図書館活用の学習指導等支援	各教科における学校図書館活用を提案し、授業支援を実施できているか
その他	14	読書教育の体制	読書学習司書を導入後、司書教諭と読書学習司書の役割分担が明確になったか

分野別評価 小学校

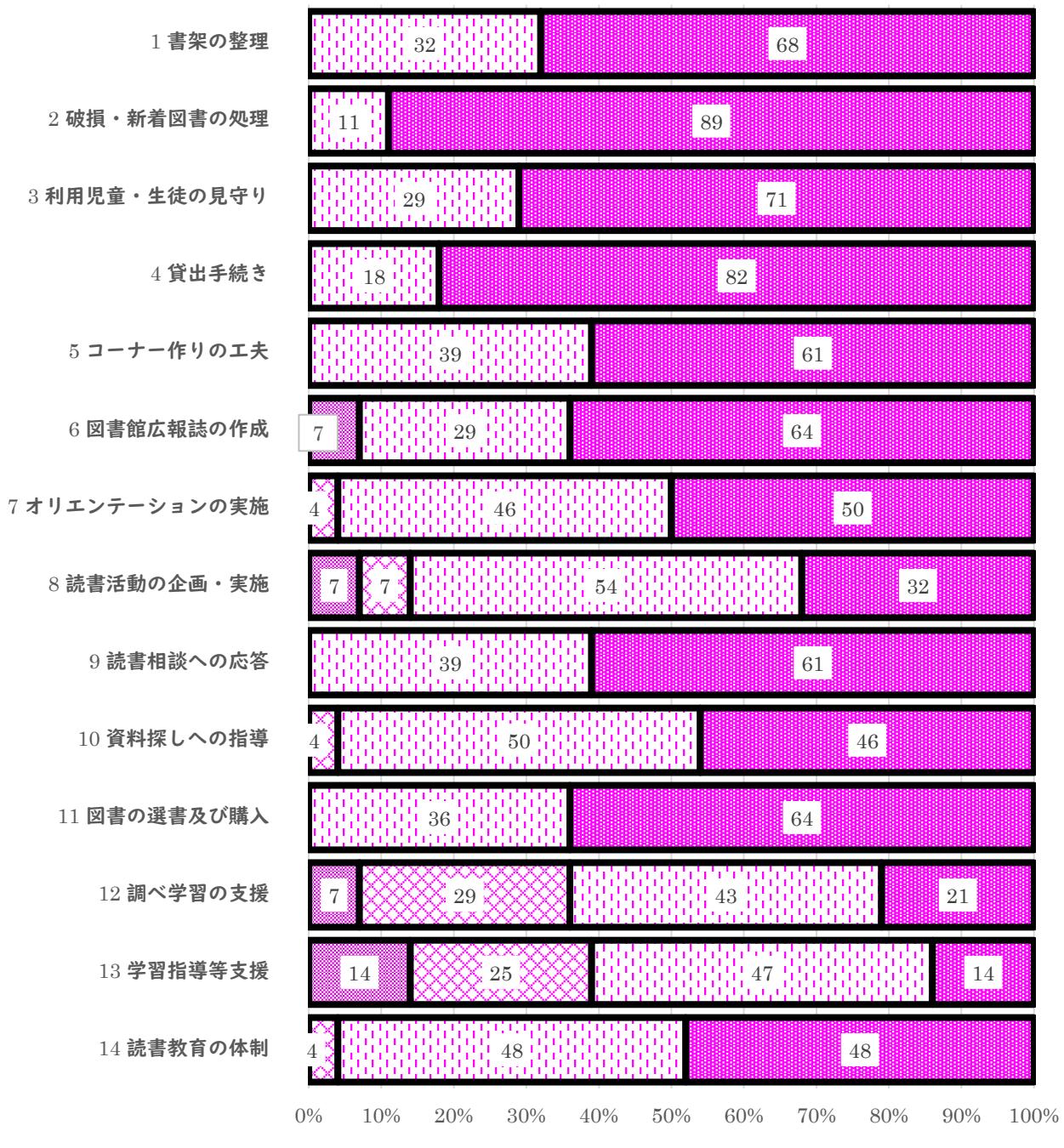
令和5年度調査



小学校では全ての項目で7割以上の学校が「概ね出来ている」又は「出来ている」と回答しています。また、読書推進に係る質問（1～5）について、9割以上の学校が「概ね出来ている」又は「出来ている」と回答しており、読書学習司書全校配置の成果が表れています。引き続き読書学習の拡充に向けた取組を推進していきます。

分野別評価 中学校

令和5年度調査



中学校では全ての項目で6割以上の学校が「概ね出来ている」又は「出来ている」と回答しています。調べ学習の支援や学習指導等支援の項目では、3割以上の学校が「出来ていない」又は「やや出来ていない」と回答しているため、この課題を明確化し、解決に向けた取組を検討していきます。

前記調査結果からも分かるとおり、学校図書館の管理運営面は、読書学習司書の配置によっておおむね良好な状態にあるといえます。学校ボランティアや、区立図書館の学校図書館支援事業を担当する司書との協力も円滑に行われています。しかしながら、上述のとおり調べ学習の支援・学習指導等支援に関しては、3割以上の学校が「出来ていない」又は「やや出来ていない」と回答しており、主な理由は以下のとおりです。

①調べ学習の支援

- ・調べ学習での図書館活用をしてもらうための参考図書の紹介等が足らず、積極的な支援ができなかった。
- ・タブレット端末を一人1台持っております、調べ学習に際して、学校図書館の利用がなかった。

②学習指導等支援

- ・各教科における学校図書館活用の仕方が勉強不足で学校図書館活用を提案するところまでいかない。
- ・司書教諭等と読書学習司書との連携が十分になされていない。

これらの理由から読書学習司書の経験の違いや司書教諭等又は教員の意識などの違いにより、その連携の度合いに学校間の格差があることが課題となっています。

この課題をできる限り解消していくためには、読書学習司書がお互いに知識を高められるように、情報共有の機会を含めた様々な研修を、引き続き教育委員会で企画・実施することが必要と考えられます。さらに、司書教諭や教員が読書学習司書と連携し、学校図書館を利活用した授業や学習に意識が高められるよう、教育委員会や学校全体で啓発活動を行っていくことが必要不可欠です。

I 計画の基本的な考え方

1 こどもが読書を通じて、思考力、表現力、感受性、創造力を育て、豊かな人間性を形成していくために、発達段階に応じたきめ細やかな読書活動を、連続性に留意しながら行うものとします。

2 「学校、家庭、地域」が一体となってこどもを見守り、育てるという視点から、読書活動においても関係者との連携・協力を最大限に活用するものとします。

2 計画の目標**(1) 発達段階に合わせた読書活動を支援します。**

こどもは絵本の読み聞かせなどを通じて、本や物語の世界に興味を持ち、読書を楽しむようになります。幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領などに基づき、こどもの発達段階を意識して言語能力や情操を育てる適切な読書活動を支援します。

(2) こどもの読書活動の質を向上させます。

- ・読みたい本を選べる<選択する>
- ・本を読むことを楽しいことであると認識する<感じる>
- ・読書によって感じたことを自分の言葉で相手に伝える<伝え合う>

(3) 多様なこどもの読書活動推進のための環境を整備します。

こども読書活動を推進していくために、学校、図書館等の施設や設備の整備・充実に努めるとともに、本の紹介方法・閲覧場所・時間帯・利用方法その他諸条件等を整備・拡充します。また、全てのこどもたちの読書活動を保障するため、特別な配慮を必要とするこどもに対する読書活動を支援します。

3 計画の指標

計画の成果を経年比較するため、第三次計画と一部を除き同じ項目について目標値を定めます。区立図書館の児童図書蔵書数については、46万冊を目指します。児童貸出冊数（0～12歳）については、毎年1万冊の増加をめざし114万冊を目標とします。区立小学校の月間読書冊数については、1か月14冊を目標とします。中学生が読む本は一般書籍と変わらず、小学生に比べて一冊の本が厚くなること、学習や部活動等により読書に使える時間が限られること等から、1か月4冊を目標とします。一方、区立小・中学校における1か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合を減らすことに力を注ぐこととします。学校図書館の蔵書数についても全校が「学校図書館図書標準」に余裕をもって達するよう、整備を進めていきます。

■計画の指標

項目	実績	目標値
① 区立図書館の児童図書蔵書数	453,794 冊	460,000 冊
② 区立図書館の児童貸出冊数（0～12歳）	1,082,130 冊	1,140,000 冊
③ 区立小・中学校における月間読書冊数	小学校 12.36 冊 中学校 2.81 冊	14 冊
④ 区立小・中学校における1か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合	小学校 2.43% 中学校 7.6%	1.5% 6.6%
⑤ 区立小・中学校の「学校図書館図書標準」を100%以上達成した学校数	小学校 49 校 中学校 25 校	59 校(全校) 28 校(全校)

①②は令和5年3月31日現在（②は電子書籍を含む。）

③は令和4年度調査実施時の数値

④は令和5年度調査実施時の数値

⑤は令和5年3月現在

4 事業体系

I 全体構成

この計画では、子どもの読書活動推進について大田区及び大田区教育委員会が取り組む事業を乳幼児期から青年期に至る発達段階に沿って体系として整理しました。

I 乳幼児期：本との出会いと読書習慣の基礎づくり

1 本との出会いの機会づくり

2 乳幼児期の読書体験の推進

3 乳幼児期の読書啓発

II 学齢期：発達段階に合わせた読書力の向上

1 司書教諭等、読書学習司書を中心とした読書学習活動の推進

2 本との出会いの機会の創出

III 生涯を通じて：自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備

1 読書環境の整備

2 区立図書館員の資質の向上

2 事業体系

凡例：◎新規事業 ○拡充事業

I 乳幼児期：本との出会いと読書習慣の基礎づくり

I 本との出会いの機会づくり

- (1) 乳児健診での読み聞かせリーフレットの配布【保健所(地域健康課)】
- (2) 保育アドバイザーによるファーストブックの紹介【保育サービス課】
- (3) 保育園等における良質な絵本の活用【幼児教育センター・保育サービス課】
- (4) 区立図書館における魅力ある児童コーナーづくり【大田図書館】
- (5) 区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施【大田図書館】

2 乳幼児期の読書体験の推進

- (1) 保育園、幼稚園における読み聞かせ等の実施
 - ① 職員による読み聞かせ【幼児教育センター・保育サービス課】
 - ② 地域ボランティア等の読み聞かせ【保育サービス課】
- (2) 区立図書館におけるおはなし会の開催【大田図書館】
- (3) 読み聞かせ等の人材育成
 - ① 保育士を対象とした「絵本研修」の実施【保育サービス課】
 - ② 大田区立図書館読み聞かせボランティアの養成【大田図書館】
 - ③ 大田区立図書館ボランティア懇談会の開催【大田図書館】
- (4) 読書体験推進のための保育者への支援【幼児教育センター】

3 乳幼児期の読書啓発

- (1) 保育園における保育相談を活用した啓発【保育サービス課】
- (2) 保育園における保護者への啓発【保育サービス課】
- (3) 区立図書館ホームページ等による広報【大田図書館】

II 学齢期：発達段階に合わせた読書力の向上

I 司書教諭等、読書学習司書を中心とした読書学習活動の推進

- (1) 読書学習司書の配置【指導課、区立小・中学校】
- (2) 読書活動年間指導計画の作成【指導課、区立小・中学校】
- (3) 読書学習活動における教員の資質の向上(○)【指導課、区立小・中学校】
- (4) 読書学習司書の学校横断的な連携【指導課、区立小・中学校】
- (5) 学校における読書活動の推進【区立小・中学校】
 - ① 全校一斉読書の実施 <感じる>
 - ② 読書会の実施 <感じる>
 - ③ 放課後等の読書活動支援 <選択する>
 - ④ 推薦図書の選定と読書勧奨 <選択する>
- (6) 学校図書館の施設改善、施設の有効活用【教育総務課】<選択する><伝え合う>

2 本との出会いの機会の創出

- (1) 小学校第1学年への図書館案内の配布【大田図書館、区立小学校】<選択する>
- (2) 学校図書館における計画的な図書資料の収集(○)【区立小・中学校】<選択する>
- (3) 区立図書館による学校支援【大田図書館】(○)<選択する>
 - ① 学校貸出
 - ② 総合的な学習の時間（探究）への支援
 - ③ 電子書籍貸出サービスの活用
- (4) 学校図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施(○)
【区立小・中学校、大田図書館】<選択する><伝え合う>
- (5) 学校ボランティアとの連携による学校図書館活動の充実【区立小・中学校】
<選択する><感じる>
- (6) 学校図書館支援事業【大田図書館】<選択する>
- (7) 共通かしだしカードの作成支援(○)【指導課、大田図書館】<選択する>
- (8) 読書学習司書における児童・生徒との読書の振り返り(○)【指導課、区立小・中学校】
<伝え合う>

III 生涯を通じて：自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備

I 読書環境の整備

- (1) 区立図書館における計画的な図書資料の収集【大田図書館】
- (2) 団体貸出の実施(I-1-(3)、II-2-(3)-①再掲)
- (3) 特別な配慮を必要とするこどもへの読書活動の推進(○)【大田図書館】

2 区立図書館員の資質の向上

- (1) 専門性の確保と支援力の向上【大田図書館】
- (2) 区立図書館ネットワークの強化【大田図書館】

第5章

個別事業計画

I 乳幼児期

本との出会いと読書習慣の基礎づくり

核家族が家庭の一般的な形となっており、保護者が育児の助言を受ける機会が減少しています。とりわけ、就園・就学前の時期は、学校等の外部との関わりも少なく、保護者と子どもが家庭で孤立しがちであると言われています。このことは読書活動についても当てはまります。国の第五次計画では、不読率の改善には、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動の重要性と、子どもや保護者に最も近い立場にある区市町村の役割の重要性が指摘されています。

子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて人生を豊かなものとしていくためには、乳幼児期に本に興味を持たせ、読書の習慣を身に付ける機会を提供していくことが重要です。

そこで、子育ての助言を受けられる機会が少なくなっている乳幼児期の子どもを抱える家庭には、様々なルートを通じて保護者に適切な助言や情報提供などの支援を行っていきます。

また、支援に当たっては、保護者に発達段階に合わせた読書の必要性とその具体的な方法について周知し、家庭での読書環境の充実を図ります。

個別事業計画

I 本との出会いの機会づくり

事業番号	I-1-(1)	事業名	乳児健診での読み聞かせリーフレットの配布	保健所(地域健康課)
------	---------	-----	----------------------	------------

読み聞かせは、子どもと保護者が言葉と心を通わせ、子どもの健全な発達を促す機会となります。保健所(地域健康課)では、保護者による子どもへの読み聞かせを支援するために、4か月児健診の際に絵本の読み聞かせについての解説リーフレット、区立図書館案内を配布します。

事業番号	I-1-(2)	事業名	保育アドバイザーによるファーストブックの紹介	保育サービス課
------	---------	-----	------------------------	---------

保育サービス課保育アドバイザーが保育園併設の子育てひろばと連携し、読み聞かせの重要性や子どもが最初に出会う質の良い絵本(ファーストブック)、年齢に応じた絵本の紹介を行います。また、実際に手に取り、その良さを理解していただけるよう推薦する絵本を設置して啓発に努めます。

事業番号	I-1-(3)	事業名	保育園等における良質な絵本の活用	幼児教育センター 保育サービス課
------	---------	-----	------------------	---------------------

保育園等では、年齢や発達段階に応じた質の良い絵本を用意し、絵本の紹介等を積極的に行います。

事業番号	I-1-(4)	事業名	区立図書館における魅力ある児童コーナーづくり	大田図書館
------	---------	-----	------------------------	-------

区立図書館では、季節にちなんだ絵本を時節に応じて入れ替えて配架したり、テーマを変えて展示することでこどもたちが興味を持って手に取るような魅力ある児童コーナーづくりをしていきます。

事業番号	I-1-(5)	事業名	区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施	大田図書館
------	---------	-----	-------------------------------	-------

子どもの読書や読み聞かせの啓発・推進のために、子ども読書の日(4月23日)や読書週間(10月27日～11月9日)等に小学校就学前後の児童及び保護者を対象としたおはなし会や読書ゲーム等の行事を開催するとともに、お勧めの本等の展示を行うことで本との出会い、読書の大切さ・楽しさなど興味を抱くような取組を行います。

2 乳幼児期の読書体験の推進

事業番号	I-2-(1)	事業名	保育園、幼稚園における読み聞かせ等の実施	幼児教育センター 保育サービス課
------	---------	-----	----------------------	---------------------

① 職員による読み聞かせ

保育園では、幼児の発達段階に合わせた読み聞かせを定期的に実施するほか、私立幼稚園については、積極的に働きかけを行うことで読み聞かせの実施を促進していきます。

② 地域ボランティア等の読み聞かせ

区内にはこどもに読み聞かせを行う地域ボランティアが多数存在しています。これらの地域ボランティアの力を借りて、保育園等では月1回程度、読み聞かせを実施していきます。

事業番号	I-2-(2)	事業名	区立図書館におけるおはなし会の開催	大田図書館
------	---------	-----	-------------------	-------

子どもの読書活動を推進し、こどもに絵本や物語の世界に親しんでもらえるよう、全ての区立図書館で週1回以上、乳幼児とその保護者向けの定例おはなし会を行います。

また、保育園・児童館等からの依頼を受けて学校等で開催する「出張おはなし会」や、保育園等からの依頼を受けて保育園児と保育士等に来館してもらう「来館おはなし会」についても積極的に取り組んでいきます。

内容：絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び、わらべうた遊び、パネルシアター等

事業番号	I－2－(3)	事業名	読み聞かせ等の人材育成	保育サービス課 大田図書館
------	---------	-----	-------------	------------------

① 保育士を対象とした「絵本研修」の実施

保護者への啓発活動の改善や保育における読み聞かせスキルの向上を目指して、区内の保育施設（区立・私立認可保育所、認証保育所、定期利用保育室）に連携推進担当者が訪問し、従事する職員に読み聞かせの工夫等のアドバイスを行います。

- ・絵本の専門家による講義 年1回

② 大田区立図書館読み聞かせボランティアの養成

集団のこどもたちへの絵本等の読み聞かせや本の紹介ができる人材を養成するため、区立図書館において読み聞かせボランティア講座、講演会を開催します。

③ 大田区立図書館ボランティア懇談会の開催

区立図書館で活動中の読み聞かせボランティアの中から希望者を各館2名程度募り、「大田区立図書館読み聞かせボランティア懇談会」を開催しています。各ボランティアの活動報告、各館のおはなし会や行事等の情報交換等を行います。

事業番号	I－2－(4)	事業名	読書体験推進のための保育者への支援	幼児教育センター
------	---------	-----	-------------------	----------

こどもたちが本と親しみることを通じて豊かな言葉と表現を養うため、保育者※を対象として、情報提供やスキルアップに資する研修等の事業を実施します。

3 乳幼児期の読書啓発

事業番号	I－3－(1)	事業名	保育園における保育相談を活用した啓発	保育サービス課
------	---------	-----	--------------------	---------

保育園での育児相談等、個別相談の機会を通じて、本に親しみ習慣につなげるよう啓発を行います。また、保護者会等で絵本の良さを保護者に周知していきます。

事業番号	I－3－(2)	事業名	保育園における保護者への啓発	保育サービス課
------	---------	-----	----------------	---------

保育園での絵本の貸出し等を通して、こどもの好きな本を保護者が知るきっかけを作り、こどもが選んだ本を保護者に読み聞かせてもらうことで、こどもと保護者が触れ合う機会を作るとともに、保護者の読書への興味関心を高めます。

事業番号	I－3－(3)	事業名	区立図書館ホームページ等による広報	大田図書館
------	---------	-----	-------------------	-------

大田区立図書館ホームページや区公式X（旧ツイッター）等SNSを利用して、読み聞かせのための児童図書の紹介や図書館の行事、おはなし会などの情報発信に努めます。また、大田区子育て応援メール等でも行事のお知らせを行います。

II 学齢期	発達段階に合わせた読書力の向上
--------	-----------------

「おおた教育ビジョン」では学齢期の読書活動について以下の事業を推進しています。

個別目標	事業名	事業内容
個別目標3 一人ひとりが個性と能力を發揮するための基礎となる力を育成します	学校における読書活動の推進	各学校で読書活動計画を作成し、読書の時間や機会の確保、読書週間の取組など、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実と読解力の向上を図ります。 また、読書活動の支援や図書資料などを活用した授業の企画、実施支援などを行う読書学習司書を全校に配置し、児童・生徒の読書活動を推進することで、本に親しむきっかけを作り、読書習慣の定着を促します。
	学校図書館の支援	司書資格をもつ区立図書館職員が、学校図書館の整備方法やおすすめ本の紹介、選書など専門的な立場から学校図書館の整備・運営を支援します。
	地域図書館を活用した読書活動の推進	区立小学校の児童に対し、区立図書館の「共通かしだしカード※」の作成支援を行います。児童にとって地域図書館を身近なものとし、読書活動の推進を図ります。
個別目標6 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境をつくります	学校図書館の充実	小中学校において、学習指導要領に定められた各教科等の内容を踏まえて、学校図書館図書標準に示された蔵書冊数が充足するよう図書資料を収集します。また、教育現場での新聞活用の観点から児童・生徒用の新聞を教材として整備します。

個別事業計画

I 司書教諭等、読書学習司書を中心とした読書学習活動の推進

事業番号	II-1-(1)	事業名	読書学習司書の配置	指導課 区立小・中学校
------	----------	-----	-----------	----------------

学校図書館の運営にとどまらず、読書活動の支援や図書資料等を活用した授業の企画、実施支援を重視した司書又は司書教諭資格を有する職員を大田区独自の「読書学習司書」として配置し、学校ボランティアとの連携と役割分担のもと、学校図書館の基本である、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を充実させます。

事業番号	II-1-(2)	事業名	読書活動年間指導計画の作成	指導課 区立小・中学校
------	----------	-----	---------------	----------------

年間を通じて、計画的、系統的な読書活動や読書学習司書の授業への支援を推進するため、各校で読書活動計画及び読書学習司書を活用した学習支援計画を作成します。

事業番号	II-1-(3)	事業名	読書学習活動における教員の資質の向上 【○】	指導課 区立小・中学校
------	----------	-----	---------------------------	----------------

- ① 読書学習活動に関する教員全体の理解を深めるために、司書教諭等による読書活動の指導や読書学習司書による学校図書館の活用方法等の教員研修を実施します。
- ② こどもの読書の質を向上させるために、司書教諭等が主体となり、教員や読書学習司書と連携しながら読書学習活動の充実を図ります。

事業番号	II-1-(4)	事業名	読書学習司書の学校横断的な連携	指導課 区立小・中学校
------	----------	-----	-----------------	----------------

各校に配置された読書学習司書を対象とした集合研修を実施するほか、読書学習司書が互いの活動を報告する機会を開催する等、情報の共有化に努め、読書学習司書の活動内容の充実を図ります。

事業番号	II-1-(5)	事業名	学校における読書活動の推進	区立小・中学校
------	----------	-----	---------------	---------

- ① 全校一斉読書の実施 <感じる>
児童・生徒の読書の習慣付けと本との出会いの機会として、10分程度の時間を児童・生徒全員が読書を行う「全校一斉読書」を実施します。
- ② 読書会の実施 <感じる>
一人では、なかなか読むことが難しいこどもたちでも読書に入りこみやすい読書会(学級全員が一人一冊ずつ同じ本を持ち、担任教諭等の読み聞かせによって、指読み(指でなぞって読む)等で読む。)の授業を行います。
- ③ 放課後等の読書活動支援 <選択する>
小学校では放課後ひろば事業と連携を強め、学校図書館を活用した読書活動を推進します。中学校では放課後の学習活動として、放課後等の学校図書館の開放を行います。
- ④ 推薦図書の選定と読書勧奨 <選択する>
保護者への啓発や家庭での読書勧奨を目的として、学習指導要領を踏まえ、司書教諭等が主体となり、学年ごとに推薦図書を選定し、紹介します。

事業番号	II-1-(6)	事業名	学校図書館の施設改善、施設の有効活用 <選択する><伝え合う>	教育総務課
------	----------	-----	------------------------------------	-------

こどもが入りやすく、本を選びやすい環境を作るとともに、学校図書館が持つ「こどもが読書を楽しみ、情報の収集・活用・発信を行い、主体的な学習や学習発表を行う機能」の向上につながるよう整備します。

2 本との出会いの機会の創出

事業番号	II-2-(1)	事業名	小学校第1学年への図書館案内の配布 <選択する>	大田図書館 区立小学校
------	----------	-----	-----------------------------	----------------

幼いうちから区立図書館に親しみ、読書の習慣を身に付けさせるため、区立小学校に就学した第1学年児童に区立図書館の利用案内パンフレットを配布します。

事業番号	II-2-(2)	事業名	学校図書館における計画的な図書資料の 収集【○】 <選択する>	区立小・中学校
------	----------	-----	---------------------------------------	---------

区立小・中学校において、学習指導要領に定められた学年別の指導目標や指導内容を意識しながら、学校図書館図書標準を充足するよう読書学習司書が中心となり、学校図書館の図書資料を収集します。また、情報活用能力の育成の観点から児童・生徒用の新聞を教材として整備します。

事業番号	II-2-(3)	事業名	区立図書館による学校支援【○】 <選択する>	大田図書館
------	----------	-----	---------------------------	-------

① 学校貸出

区立の小・中学校に対して、学級単位や学年単位、あるいは学校図書館の学級文庫として長期に貸し出しを行います。

② 総合的な学習の時間（探究）への支援

総合的な学習の時間の「調べ学習」にあたって、図書館での資料の探し方等について説明しています。また、「団体貸出※」制度を利用して必要な資料を1か月貸し出ししています。1件30冊以上利用の場合は郵送で貸し出しをしています。また、施設見学、職場訪問、職場体験も受け入れます。

③ 電子書籍貸出サービスの活用

児童・生徒が本に触れる機会を増やすため、一人1台端末を活用し、区立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携を進めています。

事業番号	II-2-(4)	事業名	学校図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施【○】 <選択する><伝え合う>	区立小・中学校 大田図書館
------	----------	-----	--	------------------

「子ども読書の日」や「読書週間」の期間などを通して、区立図書館と学校図書館が連携して図書館オリエンテーションやテーマ展示、ブックトーク※・ビブリオバトル※などを実施し、児童・生徒が読書に触れるきっかけづくりとし、読書活動の充実を図ります。

事業番号	II-2-(5)	事業名	学校ボランティアとの連携による学校図書館活動の充実 <選択する><感じる>	区立小・中学校
-------------	----------	------------	--	---------

地域に根差した学校という観点から学校ボランティアと連携し、図書の整理や読み聞かせ等の実施、学校図書館の活用等を実施します。

事業番号	II-2-(6)	事業名	学校図書館支援事業 <選択する>	大田図書館
-------------	----------	------------	---------------------	-------

区立小中学校の学校図書館のさらなる充実と利用拡大を図るため、区立図書館司書が専門的な視点から、各校の読書学習司書と協力して学校図書館の運営支援を実施します。

事業番号	II-2-(7)	事業名	共通かしだしカードの作成支援【◎】 <選択する>	指導課 大田図書館
-------------	----------	------------	-----------------------------	--------------

地域図書館を身近なものとし、読書活動の推進を図るため、区立小学校の児童に対し、区立図書館の「共通かしだしカード」の作成支援を行います。

事業番号	II-2-(8)	事業名	読書学習司書における児童・生徒との読書の振り返り【◎】 <伝え合う>	指導課 区立小・中学校
-------------	----------	------------	---------------------------------------	----------------

読書学習司書が本について児童・生徒に問い合わせを行う機会やグループディスカッション・ブックトークの場を設けることで、児童・生徒が読書によって感じたことや考えたことを振り返る機会を充実させます。

III 生涯を通じて 自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備

「おおた教育ビジョン」では生涯を通じた読書活動について以下の事業を推進しています。

個別目標	事業名	事業内容
個別目標8 生涯学び続ける環境をつくります	図書サービスの充実	<p>いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現するため、図書館のDX化を進め、利便性の向上と業務の効率化を図ります。</p> <p>また、図書館サービスを利用しやすい環境を充実させるため、図書等資料貸出窓口を備える図書サービスコーナーの増設について調査・研究を進めます。</p>
	地域の特色を生かした図書館の整備	<p>魅力ある地域特性を生かした特設コーナーの設置など、区民が親しみやすい特色ある図書館づくりを推進するとともに、知の拠点、生涯学習の場としての機能や、区民の居場所、憩いの場として気軽に利用できる環境を整備します。</p>

義務教育終了後は、成長したこどもたちそれが関心を抱く事柄や好みによって自由に本を選び、読むことで教養を培う時期になります。この時期は、できる限り多様な本と出会うことができ、生涯を通じて自ら本を選び、学ぶことのできる読書環境を用意することが何よりも重要です。そのためにも、図書館は、本を読み、貸出しを行うだけではなく、その本をきっかけとして書架に並ぶ関連図書や他分野の図書へと興味と対象を広げていくことができる空間でなければなりません。

図書館には、こどもたちが気軽に足を運び図書を借りたくなるような工夫や、家庭における読書活動が進むよう、地域住民に対してこどもの読書活動の機会に関する積極的な情報提供を行うことや、学校図書館、民間団体、保健所、保育所といった、こどもの読書活動を推進する様々な機関と連携・協力し、その取組の充実に努めることが求められます。

区立図書館では、上記を踏まえ所蔵資料の拡充と施設・設備やサービス体制の充実をさらに推進していきます。

個別事業計画

I 読書環境の整備

事業番号	III-1-(1)	事業名	区立図書館における計画的な図書資料の収集	大田図書館
------	-----------	-----	----------------------	-------

区立図書館は、図書館法に基づく図書館として、区民の知る権利、学ぶ権利を保障するために計画的に図書資料を収集します。収集に当たっては、利用者から寄せられたリクエストを参考にするほか、館ごとに分野を定めて計画的に収集を行うことで、区民のニーズにできる限り応えられるよう努力していきます。

また、国際理解に役立つ外国語資料の収集にも努めます。

事業番号	III-1-(2)	事業名	団体貸出の実施	大田図書館
------	-----------	-----	---------	-------

読み聞かせや読書会など、区内での読書活動支援を目的とする10人以上のグループには1度に100点以内(視聴覚資料は10点以内)、30日間までの貸出しを行っています。

また保育園や学校の団体登録により資料を貸出しています。I-1-(3) 保育園における良質な絵本の活用、II-2-(3) 区立図書館による小・中学校支援②総合的な学習(探求)への協力 参照

事業番号	III-1-(3)	事業名	特別な配慮を必要とするこどもへの読書活動の推進【○】	大田図書館
------	-----------	-----	----------------------------	-------

- ① 視覚障がい等読むことに障がいのあるこどもが読書活動に親しむことができるよう、大田区立図書館全館に「りんごの棚※」コーナーを設置し、点字付き絵本やLLブック※等の資料を充実します。
- ② 特別支援学校・特別支援学級等での読み聞かせを実施します。
- ③ 日本語を母語としないこどもが読書活動に親しむことができるよう、多様な外国語資料の収集、提供を行います。外国語でのおはなし会等も拡充していきます。

2 区立図書館員の資質の向上

事業番号	III-2-(1)	事業名	専門性の確保と支援力の向上	大田図書館
------	-----------	-----	---------------	-------

利用者から寄せられた本の相談に的確に応えるため、全ての時間帯に司書資格者による対応ができるよう各図書館職員に占める司書率を4割以上確保します。

また、資料の知識を増やしレンタル力を高めるとともに、利用者と資料を結びつける方法として、読み聞かせやブックトークなどの技術の向上を図ります。

事業番号	III-2-(2)	事業名	区立図書館ネットワークの強化	大田図書館
------	-----------	-----	----------------	-------

図書館システムによる区立図書館全館の情報共有のほか、業務別担当者連絡会を定期的に開催し、イベント企画や利用者サービスの改善に関する情報の更新、連絡調整などネットワークの強化を図ります。

区立図書館の図書資料収集

大田区には、基幹となる大田図書館と15の地域図書館があります。これらの図書館は、すべての分野の図書資料に加え、館ごとに定めた専門分野の資料を集中的に収集しています。

それぞれの館の役割分担は、次のとおりです。

館名	内容	館名	内容
大田図書館	文学の個人全集、歴史	洗足池図書館	法律、音楽、演劇 「勝海舟」関連資料
大森南図書館	韓国語、中国語の本 植物・動物	浜竹図書館	スポーツ
大森東図書館	日本画の画集	羽田図書館	自然科学、語学
大森西図書館	商業、交通、通信等	六郷図書館	社会科学、政治
入新井図書館	経済、財政	下丸子図書館	児童書の絶版本、手芸・料理
馬込図書館	教育、馬込文士村資料	多摩川図書館	社会学、ボランティア
池上図書館	宗教・哲学	蒲田図書館	技術・工学、郷土資料
久が原図書館	外国の絵本、伝記、地理	蒲田駅前図書館	統計学、医学・薬学

第6章 計画の推進

I 計画の推進体制

I 関係機関・団体などの連携

本計画の個別事業は、互いに関連性を持つものが多くあります。また、事業の実施に当たっては、読み聞かせボランティアや学校ボランティア等の「地域力」の活用を前提としているものも含まれています。これらのことから、個別事業の取組においては、区及び教育委員会の所管課、学校・保育園等の教育・保育の現場、そしてボランティア等の連携を深めていきます。

2 こどもの視点に立った計画の推進

令和5年4月にこども家庭庁が発足、あわせて施行された「こども基本法」を踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に政策に反映させていくことが求められています。教育委員会では、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、子どもの視点に立った読書活動を推進していきます。

2 推進状況の確認・検証

計画の実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証し、必要に応じて事業を見直していくことが重要です。そこで、本計画については、年度末に個別事業の自己評価と計画の指標の達成度の確認を行い、その効果を検証していきます。

第7章 資料

乳幼児期～基本的な考え方と幼稚園教育要領

I 年齢別の要点

乳幼児期からの読み聞かせでは、まずは大人が絵本の世界を楽しむことが重要です。こどもをしっかりと膝の上に座らせて、子どもの体温、鼓動を感じながら、子どもが絵本から受けた感動、驚き、息をのむ瞬間を共有することで、一緒に絵本の世界を味わうことが大切です。

(1) 0歳～2歳児の読み聞かせ

乳児期は、自分で本を読むことができない段階なので、周囲の大人による読み聞かせによって絵本と出会うことになります。この時期は、子どもが絵の形や多彩な色、絵本の感触、絵本を読んでくれる大人の声を楽しむことが大切です。周囲の大人からの優しい語りかけによって、子どもは安心し、大人と心を響き合わせることを楽しむことができます。

子どもが動き回るようになると、絵本よりも他のものが気になってしまい、じっと聞いていられない時もあります。子どもが自分でページをめくり、ビリビリと破いてしまうこともありますが、この時期は子どもが何に興味を持っているのかを理解して、子どもに寄り添う姿勢が大切です。また、同じページを何度も読んで欲しがったり、繰り返しのある言葉を面白がったりします。子どもの表情や反応を確かめながら読み聞かせをすることで、大人とのコミュニケーションが深まり、子どもの表現力も豊かになっていきます。

【絵本の選択基準】

- ・子どもの好きなものが載っている。
- ・身近な動物や植物が登場する。
- ・生活の中のことばにふれている。
- ・ことばや音の繰り返しがある。

(2) 2歳～6歳頃の読み聞かせ

この時期になると行動範囲が広がり、幼稚園・保育園などで友達などとかかわることができるようになってきます。子どもの好む絵本は興味・関心や時期によって、変化していくため、大人は子どもの様子に合わせて絵本に対する接し方をえていくことが大切です。子どもの好みを考慮しつつ、様々なタイプの本を提供してあげることで読み聞かせを楽しむことができます。

また、子どもは絵本の主人公に自分を重ねながら成功体験や達成感を味わっています。物語の内容をイメージしながら発想を開拓していく力は、小学校以降の学びや、社会性を身に付けることなどに結び

ついていきます。

【絵本や本の選択基準】

- ・昔ばなし
- ・物語・童話
- ・生きもの図鑑

2 幼稚園教育要領

平成29年3月に改訂された幼稚園教育要領の中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の1つとして、次のことが明記されました。

『言葉による伝え合い』先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

この姿は、幼稚園教育要領の「言葉」の項のねらい及び内容に基づく活動全体によって育まれるものであり、幼児期についての基本的な考え方となるものです。

●言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からぬことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児と関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようのこと。
- (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- (5) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

学齢期～学習指導要領解説 国語編の学年別内容

学習指導要領解説 国語編には、次のとおり学年ごとの指導目標、「読むこと」の指導事項及び言語活動例が示されています。こどもたちの「読書」との向き合い方は、小学校第1学年から中学校第3学年へと学年進行するにつれて、「楽しむ」→「幅広く」→「進んで」→「生活に役立てる」→「自己を向上させる」と発展していきます。

区立小・中学校では、これらの内容を踏まえ、計画的、系統的に読書指導を行っていきます。

●小学校

I 指導目標

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。	言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。	言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して、思いや考えを伝え合うとする態度を養う。

2 「読むこと」の指導事項

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
音読、朗読	語のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読すること。	文章全体の構成や内容の大体を意識しながら音読すること。	文章を音読したり朗読したりすること。
読書	読書に親しみ、いろいろな本があることを知ること。	幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに役立つことに気付くこと。
構造と内容の把握	説明的な文章	時間的な順序や事柄の順序などを考えながら、内容の大体を捉えること。	段落相互の関係に着目しながら、考えとそれを支える理由や事例との関係などについて、叙述を基に捉えること。
	文学的な文章	場面の様子や登場人物の行動など、内容の大体を捉えること。	登場人物の行動や気持ちなどについて、叙述を基に捉えること。
精査・解釈	説明的な文章	文章の中の重要な語や文を考えて選び出すこと。	目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約すること。

	文学的な文章 場面の様子に着目して、登場人物の行動を具体的に想像すること。	登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像すること。	人物像や物語などの全體像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすること。
考えの形成	文章の内容と自分の体験とを結び付けて、感想をもつこと。	文章を読んで理解したことに基づいて、感想や考えをもつこと。	文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをまとめること。
共有	文章を読んで感じたことや分かったことを共有すること。	文章を読んで感じたことや考えたことを共有し、一人一人の感じ方などに違いがあることに気付くこと。	文章を読んでまとめた意見や感想を共有し、自分の考えを広げること。

3 「読むこと」の言語活動例

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
説明的な文章を読んで分かったことや考えたことを表現する言語活動	事物の仕組みを説明した文章などを読み、分かったことや考えたことを述べる活動。	記録や報告などの文章を読み、文章の一部を引用して、分かったことや考えたことを説明したり、意見を述べたりする活動。	説明や解説などの文章を比較するなどして読み、分かったことや考えたことを、話し合ったり文章にまとめたりする活動。
文学的な文章を読んで内容を説明したり考えたことなどを伝え合ったりする言語活動	読み聞かせを聞いたり物語などを読んだりして、内容や感想などを伝え合ったり、演じたりする活動。	詩や物語などを読み、内容を説明したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。	詩や物語、伝記などを読み、内容を説明したり、自分の生き方などについて考えたことを伝え合ったりする活動。
学校図書館などを利用し、本などから情報を得て活用する言語活動	学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。	学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。	学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

●中学校

I 指導目標

第1学年	第2学年	第3学年
言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の	言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が	言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上

言語文化を大切にして、思いや考え方を伝え合おうとする態度を養う。	国語文化を大切にして、思いや考え方を伝え合おうとする態度を養う。	させ、我が國の言語文化に関わり、思いや考え方を伝え合おうとする態度を養う。
----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------

2 「読むこと」の指導事項

		第1学年	第2学年	第3学年
読書		読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解すること。	本や文章などには、様々な立場や考え方があることを知り、自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かすこと。	自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解すること。
構造と内容の把握	説明的な文章	文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見との関係などについて叙述を基に捉え、要旨を把握すること。	文章全体と部分との関係に注意しながら、主張と例示との関係や登場人物の設定の仕方などを捉えること。	文章の種類を踏まえて、論理や物語の展開の仕方などを捉えること。
	文学的な文章	場面の展開や登場人物の相互関係、心情の変化などについて、描写を基に捉えること。		
精査・解釈	内容	目的に応じて必要な情報に着目して要約したり、場面と場面、場面と描写などを結び付けたりして、内容を解釈すること。	目的に応じて複数の情報を整理しながら適切な情報を得たり、登場人物の言動の意味などについて考えたりして、内容を解釈すること。	文章を批判的に読みながら、文章に表れているものの見方や考え方について考えること。
	形式	文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えること。	観点を明確にして文章を比較するなどし、文章の構成や論理の展開、表現の効果について考えること。	文章の構成や論理の展開、表現の仕方について評価すること。

考えの形成、共有	文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすること。	文章を読んで理解したことや考えたことを知識や経験と結び付け、自分の考えを広げたり深めたりすること。	文章を読んで考えを広げたり深めたりして、人間、社会、自然などについて、自分の意見をもつこと。
----------	-------------------------------------	---	--

3 「読むこと」の言語活動例

	第1学年	第2学年	第3学年
説明的な文章を読んで理解したことや考えたことを表現する言語活動	説明や記録などの文章を読み、理解したことや考えたことを報告したり文章にまとめたりする活動。	報告や解説などの文章を読み、理解したことや考えたことを説明したり文章にまとめたりする活動。	論説や報道などの文章を比較するなどして読み、理解したことや考えたことについて討論したり文章にまとめたりする活動。
文学的な文章を読んで考えたことなどを記録したり伝え合ったりする言語活動	小説や随筆などを読み、考えたことなどを記録したり伝え合ったりする活動。	詩歌や小説などを読み、引用して解説したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。	詩歌や小説などを読み、批評したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。
本などから情報を得て活用する言語活動	学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。	本や新聞、インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明したり提案したりする活動。	実用的な文章を読み、実生活への生かし方を考える活動。

用語解説

【あ行】

アニメーション

こどもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

LLブック

スウェーデン語の Lättläst (レットレースト) の略語で、「やさしく読める」という意味であり、知的障がい、学習障がいなど通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、図や写真を多く使うなどの工夫をして書かれた本

【か行】

学校図書館図書標準

公立学校において、学校図書館の図書を整備する際の蔵書冊数の目標を、学級数の規模に応じて設定したもの。

共通かしだしカード

大田区立図書館で図書を借りる際など、図書館サービスの利用に必要なカード。

【さ行】

司書教諭

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしている。(学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならない。)

司書教諭は、教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

【た行】

団体貸出

区立図書館では、読み聞かせや読書会など、区内での読書活動支援を目的とする10人以上のグループに1度に100点以内(視聴覚資料は10点以内)、30日間までの貸出を行っている。

読書学習司書

平成28年度からの3か年で、区内全小・中学校87校に各1名、司書又は司書教諭資格を有する職員を大田区独自の「読書学習司書」として配置した。司書教諭の補助者として、学校図書館を活用した教育活動の企画を行う等の役割を担っている。

読書活動

子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。

【は行】

ビブリオバトル

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2~3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。

保育者

公的で集団的な保育施設において、就学前の子供たちと直接関わることを仕事としている人たちを広く指す言葉

【ら行】

リーディングトラッカー

読みたい行の両隣の行を隠すことにより、視力の衰え、視覚障害、読むことに集中しにくいなどの「読みづらさ」をサポートしてくれる読書補助具。

りんごの棚

スウェーデンの図書館ではじまった特別なニーズのある子どもたちのための資料を展示した棚

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策に

についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大田区こども読書活動推進計画(第四次)

令和6年度～令和10年度

令和6年10月

発行 大田区教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-37-1

ニッセイアロマスクエア5F

電話 03(5744)1422(直通)